

平成27年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 開催日時：平成28年3月23日（水） 午後12時55分から午後1時40分
- 2 開催場所：木更津市役所 駅前庁舎8階 防災室・会議室（木更津市富士見1-2-1）
- 3 出席者：
 - 1) 協議会委員：別紙、出席者名簿のとおり
 - 2) 木更津市：木更津市長 渡辺 芳邦
木更津市経済部長 小河原 茂之
 - 3) 事務局：木更津市経済部次長兼農林水産課長 小倉 富士雄
木更津市経済部農林水産課 主幹 岸 知己
木更津市経済部農林水産課 主査 野村 洋貴
- 4 次第：
 - 1) 開会
 - 2) 市長挨拶
 - 3) 議事事項
 - ① 協議会委員の変更について
 - ② 市内の農用地の状況について
 - ③ 長須賀地区の農振除外検討について
 - ④ その他
 - 4) 閉会
- 5 会議録：以下のとおり

事務局（岸） 定刻より少し早いですが、只今より平成27年度木更津市農業振興地域整備促進協議会を開会させていただきます。開会に先立ちまして渡辺市長から一言ご挨拶を申し上げます。

渡辺市長 皆様、こんにちは。平成27年度「木更津市農業振興地域整備促進協議会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は皆様、お忙しい中、協議会にご出席を賜りまして、誠に有り難うございます。

また、安藤会長をはじめ、委員の皆様には、市政、とりわけ、農業行政に対して、ご理解・ご協力を賜りますこと、心より感謝申し上げたいと思います。

さて、本促進協議会でご審議頂いております、「木更津市農業振興地域整備計画」は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいたものでございますが、本法律は、昭和44年に整備されたものであります。

本法律の整備から、既に45年が経過し、日本の農業を取り巻く環境は、当時では、想定し得ない人口減少、また高齢化という人口構造の変化に直

面し、後継者や担い手不足、また遊休農地や耕作放棄地の増大といった多くの課題を有しておるところでございます。

また、今後、さらに人口が減少していく中で、国内需要が急速に減少するのではないかと不安視されており、昨年度の促進協議会におきましても、委員の皆様から今後の農業の行方を危惧する声を多数頂戴したところでございます。

一度、荒れた水田を再度、生産可能にするためには、3年から4年掛かると言われております。

市といたしましては、厳しい環境下にある農業の持続的な発展に向けて、今、手が打てることを委員皆様方のお知恵をお借りしつつ、しっかりと検討し、策を講じて参りたいと思っております。

委員の皆様には、今後とも、それぞれのお立場からご指導・ご助言と、変わらぬお力添えをお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局（岸） 大変申し訳ございませんが、渡辺市長におかれましては、公務の都合によりここで退席させていただきます。

〈渡辺市長退席〉

事務局（岸） それでは、議事に入ります前に事務局から一点、ご連絡させていただきます。本日の協議会につきましては、「木更津市審議会等の会議公開に関する条例」に基づきまして、会議は原則公開とされておりますことから、本協議につきましても公開とさせていただきます。

傍聴者の受付をしましたところ、希望者はございませんでしたのでご報告させていただきます。

次に、委員の皆様のご紹介につきましては、時間の都合上、本日お配りしてございます出席者名簿をご覧頂きご紹介に変えさせていただきますと存じます。

なお、事務局につきましては、平成27年4月1日付けの人事異動により、変更になっておりますことからご紹介させていただきます。

まず、経済部長の小河原でございます。

小河原部長 小河原と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（岸） 次に、農林水産課長の小倉でございます。

事務局（小倉） 小倉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（岸） 次に、私、農林調整担当総括の岸と申します。よろしくお願ひいたします。
最後に、本協議会の担当を勤めます野村でございます。

事務局（野村） 野村でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局（岸） 以上よろしくお願ひいたします。
それでは、続きまして、皆様のお手元にお配りしました資料のご確認をさせていただきたいと思ひます。
まず、最初に本日の議事次第、その次に出席者名簿、座席表、資料1といたしまして、本協議会の委員名簿でございます。資料2といたしまして、農用地区域の概要及び平成22年度の全体見直しから、本年度に至る農振除外案件の一覧でございます。
資料3-1といたしまして、長須賀地区の農振除外検討として、これまでの経緯・経過を取りまとめた資料でございます。
次に、資料3-2といたしまして、長須賀地区の農振除外検討として、除外に向けた論点を整理した資料でございます。
次に、参考資料1といたしまして、昨年12月に国が変更した農用地等の確保等に関する基本指針でございます。
次に、参考資料2といたしまして、新たな基本指針における、確保すべき農用地等の面積の目標に関する資料でございます。
最後に、参考資料3といたしまして、昨年度の協議会の会議録でございます。
資料に落丁等ございましたら、事務局までお申出頂きますようお願いいたします。
それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、木更津市付属機関設置条例第6条第1項の規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、本協議会の会長であります安藤一男委員に議事進行をお願いしたいと思ひと存じます。
それでは、安藤会長よろしくお願ひいたします。

安藤議長 それでは、ご指名ですので、僭越でございますが、ここから議事進行役を務めさせていただきます。
議事の進行にご協力をお願い申し上げます。
まず、議題1「協議会委員の変更について」を議題に供します。
事務局からの説明をお願いします。

事務局（野村） 私から議題1「協議会委員の変更について」ご報告申し上げます。
昨年の2月5日に、平成26年度の本協議会を開催させていただきました。あわせて、本日もご出席いただいております17名の方に委員を委嘱させていただきました。
その後、木更津市議会経済環境常任委員会の委員長でありました、國吉俊夫委員でございますが、常任委員会名が建設経済常任委員会に変更になりました。また、委員長も本日もご出席いただいております、斉藤高根議員に変更になりましたことから、昨年10月30日付けで斉藤高根議員に委嘱状を交付したところでございます。任期につきましては、國吉俊夫議員の在任期間でございます、平成29年2月4日までとしております。
以上、皆様方に委員の変更があったことをご報告させていただきます。

安藤議長 只今、事務局から説明がありましたが、今年度より木更津市議会から斉藤高根建設経済常任委員会委員長にご就任いただきました。
それでは、斉藤委員から一言挨拶を頂戴したいと思います。

斉藤委員 はい。改めまして皆さんこんにちは。
今回から仲間に加えていただきます斉藤高根と申します。私も実は農業をやっておりますが、農振農用地の除外というのは大きな問題がございます。高齢化、そして後継者不足の上で、国は農地を保持しようという指導なのか、常に農林水産課と話し合っておりますけれど、国の施策としてなかなか農振農用地の除外は上手くいかないものでございます。これは、このような会議の中でも声を上げて地元の人たちのニーズにあった農政を期待するものでございます。
どうか、今回から仲間に加えてもらいます。よろしく願いいたします、私からの挨拶といたします。

安藤議長 ありがとうございます。
それでは、次の議題に移らせていただきます。
続いて、議題2「市内の農用地の状況について」を議題に供します。
事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（野村） 引き続きまして、議題2「市内の農用地の状況について」ご説明させていただきます。
お手元にお配りしてございます資料2をご覧頂きたいと思っております。
昨年2月5日に開催させていただきました昨年度の協議会におきまして、平成22年度の全体見直し以降、除外した案件を資料2から資料4のとおりご説明をさせていただきました。

本日は、昨年度の協議会以降、変更がございました案件のみご説明させていただきます。

資料の4ページをご覧頂きたいと思います。

4ページの一番下になりますけれども、平成26年9月末に受付をいたしました。住所は中尾でございます。除外目的といたしましては、分家住宅といたしまして、499㎡除外をしたところでございます。最終的に手続きが終わりしましたのが平成27年4月21日に木更津市として公告をいたしまして除外したところでございます。

昨年度の協議会から変更があった件につきましてはこちらの1件のみとなっております。

また、資料の5ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、軽微変更と申しまして、いわゆる農地を農業施設用地に用途を変更する案件が1件ございました。資料中のナンバーで申し上げますと4番、受付といたしましては、平成27年3月31日に受け付け、住所は笹子地区、面積といたしましては218㎡、用途といたしましては農業用倉庫建設のために、用途変更を行ったものでございます。

昨年度の協議会以降、変更があったものにつきましては、重要変更が1件、軽微変更が1件、計2件となっております。

資料が遡りますけれども1ページをご覧いただければと思います。

こうした2件の変更を加えまして、現在の木更津市の農用地区域、表で申し上げますと中央の欄でございますけれども、木更津市の農用地面積といたしましては、1517.59ha。

農用地につきましては、田、畑、樹園地、採草放牧地を加えまして1513.21haというのが現時点の面積となっているところであります。

また、木更津市では、平成22年度に全体見直しを行っております。国の指針といたしましては、概ね5年ごとに全体見直しを行うことが望ましいと位置づけられておりますが、全体見直しを行うには、基礎調査を含めて約2年間の期間を要します。また、基礎調査には予算措置も必要となります。また、この後、ご説明させていただきます長須賀地区の除外案件もありますことから、全体の見直しについては、本日の時点ではいつ全体見直しを行うのかといったスケジュールをご報告することはできませんが、個別案件の状況を見つつ、今後の協議会においてご報告できればと考えております。

また、昨年度の協議会では、長須賀の下田地区についてのご要望を承っております。この件についても、全体見直しの時にどうするかといったところも、今後のスケジュールの中でお示しできればと考えております。

以上でございます。

安藤議長

只今、事務局から説明がありました。

市内の農用地の状況について、何かご意見・ご質問がある方は挙手をお願いいたします。

安藤議長

それでは、次の議題に移らせていただきます。

本日の議題3点目は、長須賀地区の農振除外検討について、事務局からの説明を求めます。

事務局（野村）

資料3-1、資料3-2に基づきまして、毎年ご報告させていただいておりますけれども、国道16号線にありますコメリの出店計画の経過について、ご報告させていただきます。

資料3-1の3ページをご覧くださいと思います。

昨年度の協議会でも様々なご意見を頂戴しており、できる限りスムーズに手続きを行えるように努力していただきたいとご要望を承っております。

事務局の職員も変更となりましたが、今年度に入りましても定期的にコメリ側とは協議続けております。5月に顔合わせを行った後、約2ヵ月に1回のペースでコメリ側との協議を続けているところであります。

また、昨年11月には、千葉県農地・農村振興課を訪問し、進捗状況をご説明するとともに、国からの指摘に対してどのような観点で回答していくことが解決に向けた糸口になるのかということ色々と相談してきたところでございます。

そうした状況につきまして、資料の3-2の資料でございますが、論点として取りまとめさせていただいたものが資料となります。

まず、長須賀地区コメリ出店計画につきましては、皆様ご承知のとおり農振農用地を約5ha除外する計画でございます。「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）に基づく指針（ガイドライン）では、農振除外の基本的な考え方として、農振法第13条第2項に掲げる5つの要件全てを満たすことが必要であると謳われているところでございます。1ページ目の下段に5要件についての法律の抜粋を記載させていただいておりますので、後程、ご参照いただきたいと思います。

資料の2ページでございますが、5つの要件のうち、まず1点目でございます。事業の緊急性、必要性、代替性についてでございますが、本件の一番ポイントとなる要件でございます。赤字で記載させていただいておりますが、具体的な転用計画等があり、不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないこと。或いは、当該農用地区等以外に用途に供するために通常必要とさせる面積等から見て農用地区域から除外が過大なものではないこと等から判断されるものであることが必要である

と、国のガイドラインでは示されているところでございます。

また、下の欄に、こちら赤字で記載させていただいておりますけれども、たとえば土地所有者の了承を得ていること、また、土地価格が安価であること、こういったことをこと理由として農用地区域の除外をすることは、土地をもって替えることは困難である、適当ではないといったことが、国のガイドラインでは示されているところでございます。

本件については、市に相談があつてから10年以上が経過しておりますけれども、基本的には、この1号要件が明確に整理され、国或いは県が一定程度容認できるような内容になることを事業者側と詰めている状況が続いている状況でございます。

資料の3ページは、2点目の要件でございます。農業の効率かつ総合的な利用に支障がないか、と言った視点でございます。こちらは農用地区域以外の土地をもって替えることが困難であり、やむを得ず農用地区域内の土地で対応する場合であっても、集团的農用地の中央部が除外されることがないようにといったことや、小規模の開発行為がまとまりなく行われることによって、農業生産基盤事業や農地流動化施策に支障が生じることのないようにすべきであることが法律上示されているところでございます。

資料の4ページが3つ目の要件でございます。農地の利用集積への支障でございます。こちらについては農業を営むものにとって農地利用の集積が支障になってはならないといったことが要件となっております。

5ページ目に4号要件と5号要件を記載しております。土地改良施策に支障がないこと、また、土地改良事業後8年が経過していること、これらの要件を全て満たすことが除外としては必要である、といったことが示されているところでございます。

現在の状況を一枚に取りまとめた資料を6ページにお示しさせていただいたところでございます。引き続き、今年度につきましても、1号要件であります、緊急性、必要性、代替性といったところ、右の欄に具体的に記載させていただいておりますけれども計画地の代替性といったしまして、本当に計画地以外に候補地がないのか。これは市街化区域、或いは市街化調整区域の中でも白地地域、そういったところを比較検討した上でも本当に長須賀の計画地以外ないのかといったところを、国・県に対して納得、説明できるような資料の作成をしている、また、必要性といったしまして金田地区には類似の施設が進出してあります。そうした競合施設の進出による事業の継続性ですとか、市場性といったものが事業者側でどのようになりサーチをしているのか、把握をしているのかといったところ、また、出店計画の中では、ショッピングモールやテナントなども位置づける計画となっておりますが、除外面積は必要最低限であることが必要であることから、こういったショッピングモールやテナントが本当に必要かどうかにつ

いても現在事業者側と調整しているところでございます。

2号要件、3号要件、4号要件、5号要件それぞれありますが、一番ポイントなるのは、この1号要件をいかに国・県に対して説得、あるいは納得していただけるような資料を揃える、市として説明に伺えるか、といったところを早急に調整していきたいと考えております。

また、昨年度の本協議会でご報告させていただきましたけれども、真里谷の地目は山林ですが、こちらをブルーベリーの栽培地として農振農用地に編入できないかといった検討も併せてしているところでございます。本日はご出席いただいております江澤委員にもご協力を頂きまして、現地視察なども行ったところでございますけれども、現在、真里谷の山林5筆、登記簿面積でいうと3.5haの編入、また、この候補地以外にも編入できるものがないのか、といったことを併せて県に説明に伺いたいと考えております。

従って、除外の整理と編入の検討、双方の視点で少しでもこの協議の進展が図れるよう、今後とも引き続き、市としては企業誘致の観点から出店については計画的に進めていく方向性は変わっておりませんのでなんとか一歩でも二歩でも協議が進展できるよう、国・県と協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

安藤議長

只今、事務局から説明がありましたが、長須賀地区の農振除外検討について、何かご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

山口（進）委員

今の説明だと、富来田地区の山林をブルーベリー栽培地として編入を検討していて、面積が5haに足りないけれども、それでも可能性があるってことですか。

事務局（野村）

これだけで足りるということではないですが、求められているのは、昨年度の協議会でもお答えさせていただきましたが、5ha除外する計画でございますので、国・県としては、木更津市として5ha除外するのであれば、当然それに見合う編入も積極的に考えて欲しいということでございますので、これは市側の今後の検討課題になると思いますが、例えば、編入計画などを木更津市として策定できるか、真里谷の山林を第一に、他に候補地があり5haの代替地を用意できるような計画が作れるかどうか、といった点が、一つの突破口になるのではないかと考えています。

山口（進）委員　これまでの協議会での報告と同じですが、編入すれば可能性があるということですね。

長須賀地区は、コメリの進出計画があるのですが、そうではないところでは、計画がなければ除外は無理ですか。

事務局（野村）　そうではないところというのは、具体的な転用計画があるような通常案件でいいますと、分家住宅を目的とした除外案件などでしょうか。

山口（進）委員　一筆程度の除外であれば問題ないと思うのですが。

事務局（野村）　面的に大規模な土地を除外するというのでしょうか。

山口（進）委員　先程、下田地区の話に触れていただいたので忘れてないと思ったのですが、下田地区もコメリの出店計画も、ここ数年、同じ報告を受けているように思われる。

正直な話、コメリの出店計画が進展するのが一番良いと思うのですが、下田地区も、農業委員会で遊休地調査を実施すると、毎年1割、2割増加している。

それは、一番若い人で50代後半の人が一人、後の方は全て60代後半。腰が悪い、足が悪いで、田んぼに行かなくなったので、レンコンを作っている場所は99%、恐らく1、2年のうちに駄目になると思う。

だから、そういう、例えば、木更津駅の非常に近いところで、地の利が良いかどうかという問題はありますが、そういうところも全く何もできないようだと、要するに利用者が途絶えてそれで終わってしまう。

中間管理機構を利用し、貸したいと言っても恐らく借り手はみつからないと思います。現実問題として、我々があそこの場所で、誰かに借り手を見つけられないかなといっても、誰も借り手がいない。そういう状況なので、その辺をもう少し市側で色々な対策を講じていただきたいと思っています。

安藤議長　他にございますか。

斉藤委員　よろしいですか。

除外に向けて、5ha減らすなら5ha増やせという風に聞こえるのですが、自然に減っている状況ですので増やす必要はないと私は考えるのですが、そういう意見を国に伝える方策はありませんか。国に伝える方策を教えてください。

事務局（野村） 地域の声として、私どもが言って説明するというのではなく、地域の総意として届ける方法ということでしょうか。例えば、国に要望書を提出するなど。

斉藤委員 市議会を含めて、意見は除外させようという声が圧倒的に多いと思われるのですが、しかし、我々の声は市の執行部までしか届かない。

では、市の執行部は国に言ってもらえますか、それが市の仕事ではないのか、市は国からの駄目だよという話を住民に伝えるだけが仕事なのか、そうではないと思います。

駄目であるのなら、変えるように働きかけをしよう。では、市議会はどのように動けばいいのか、この協議会はどのように動いたらいいのか、その方策を我々に色々動かすように指示をしてもらおう。それが執行部の仕事だと思うのですが。10年も同様の報告をしているのであれば何も意味がないと思う。この協議会でこれをどうにかしましょう、何とか方策、例えば、意見書、市議会が決議して99条で提出してみようとか、こうした方策を指示してくれるのが行政ではないか。会議の場で駄目だよと報告するのが仕事ではなく、何か指示をしてください。

小河原部長 色々制度に問題があって難しい中、議会からの要望、民間からの要望などやり方は多々あります。今回のコメリの関係で5haを外して欲しいというのは、市長も県に伺うなど、色々な調整をしている中でなかなか難しいという返事を頂いている。具体的なケースとして、それを超える要望を提出するというのは、非常に市からするとやりにくい、駄目だといわれているものにまた要望をするというのは、市当局からすると非常に出しにくい。ですから、行政としては出しにくい中で、今、斉藤委員からいただいたご意見として、議会から提出していただくか、或いは農業団体から提出していただくかという、別のルートを模索したいと思いますので、改めてご検討させていただきたい、何らかの形でやりたいと考えております。

確かに、後継者がいなくなって、もう困っているというのはお聞きします。ただ国は農地を守る、県も守る、基本的に市の農政サイドも守るという立場ですけれども、後継者もいない中で、同じ面積を守ってどうするのかという声もありますので、そこは現実問題として、地域にあった形の対応策を考えたいと思います。

よろしく願いいたします。

斉藤委員 コメリの出店計画は、全く別の用途に使うわけではなく、農業者の味方ということで結構、農業者が重宝していると、農業者の重宝するものが近くにあればもっと便利だと、農業者のためになるという説明をしたらどう

ですか。また、5 ha の除外面積を 4 ha にしたら可能性があるのかお答えください。

事務局（野村） 昨今、第6次地方分権一括法が制定されましたので、農地転用に係る事務の基準が少し変わり、従前、4 ha 以上は国の同意となっていたものが、国と協議し、県が同意することに、また、2 ha から 4 ha は国との協議がなくなり県が同意することになります。

そういうことを見通して、昨年12月にコメリ側と協議した際、現在の計画である除外面積5 ha を4 ha 未満に減少させることはできないか再検討をお願いしたところでございます。

その結果として、コメリ側からは、多くの地権者がいることなども考慮して、計画を変更するといったことは難しいという回答を頂いております。

斉藤委員 私が聞いているのはそういうことではなく、4 ha では可能性があるのかをお聞きしている。4 ha だったら可能性があるのかお答えください。

事務局（野村） これは私の個人的なお答えになってしまうかもしれませんが、国の同意ではなく、県の同意になりますので地域の生の声を届けることができ、一つハードルが下がるのではないかと考えております。

山下委員 私も会議に欠席が多くて申し訳ないのですが、コメリの出店計画について、例えば、ハウスなどを作って農業用施設を含めると考え方は異なってくると思うのですが、そういうことはコメリ側に提案出来ないのですか。

事務局（野村） ご意見は、用途を農業用施設として変更とすれば農振区域内ですので、除外面積が変わってくることなどは、コメリ側にお伝えすることは当然可能ですし、そういった協議は出来ると思います。

昨今、除外面積の縮小をはじめ、コメリ側の計画の見直しを含めて相談させていただいておりますが、これまでの計画を簡単に変更することはなかなか難しいということですので、山下委員から頂いたご意見については改めてコメリ側と協議する際にこちら側からのご相談させていただきたいと思っております。

安藤議長 他にございますか。

ご意見がないようでしたら、最後に「その他」について事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（野村） 長須賀地区の検討については、私も業務に携わって1年ですが、どのように突破口を見出していけばよいかと日頃から考えております。

委員の皆様にも本当にお知恵をお借りしたいと思っておりますので、この場に限りご指導いただければと考えております。

最後に「その他」といたしまして参考資料1と2に基づきましてご説明させていただきます。

こちらは、国の基本指針が変更になりましたので皆様方にご案内させていただくものでございます。参考資料1が基本指針の本文でございます。昨年の12月24日に農林水産大臣が決定した「農用地等の確保等に関する基本指針」でございます。資料にページ数を記載してなく大変申し訳ございませんが、1枚目の下の段、「第1 農用地等の確保に関する基本的方向」、「(1) 確保すべき農用地等の面積の目標」が国から示されたところでございます。

農業振興地域制度に基づきまして、現行、平成26年度でございますが、国全体としての農用地は405万ha、これを平成37年でございまして概ね10年後、日本全体として現行より2万ha減の403万haを目標とすることを設定したところでございます。これが基本指針の大きな変更点でございます。現行405万haであるのを403万haに目標を設定し直した根拠ですけれども、参考資料2をご覧くださいと思います。

1ページをご覧くださいと思います。1ページ目の下段ですが、これまでの趨勢が継続した場合における平成37年時点の農用地区域の農地面積に、赤字で記載させていただいておりますけれども、平成37年までの農用地区域への編入促進、これにプラスアルファいたしまして平成37年までの荒廃農地発生抑制、平成37年までの荒廃農地の再生と、といったことの施策を盛り込んで403万haに目標を設定いたしましたところでございます。

2ページをご覧くださいと思います。平成26年現在の農用地区域内の農地面積は405万haでございますけれども、今後もこれまでの趨勢が続きますと、389万haまで農地は減少するといった趨勢の位置づけでございます。それを農用地区域への編入促進として6.9万ha、荒廃農地発生抑制といたしまして2.8万ha、荒廃農地の再生ということで4.5万haを見込み、平成37年、概ね10年後の農用地区域の農用地の面積の目標を403万haとしたところでございます。

3ページ以降に、その積算にあたっての考え方をそれぞれ国説明会資料より抜粋して、添付してございますのでご覧くださいと思います。

また、参考資料3といたしまして、昨年度の協議会の会議録も皆様方に添付させていただいておりますので、後程、ご覧くださいと思います。非常に簡単ではございますけれども、「その他」としてご報告とさせていただきます。

だきます。

安藤議長 只今、事務局から説明がありました「その他」について、何かご意見・ご質問はありますか。

山口（進）委員 これは、減らしたら増やせということですか。

事務局（野村） これはあくまで国の指針でございますけれども除外の厳格化と積極的な編入と、国は謳っておりますので、基本的には除外するには厳格に、農地を守るために編入は積極的にといったのが基本的な姿勢というふうになります。

山口（進）委員 先程の減らすなら増やしなさいと言っているのと全く変わらない。要するに、最終目標が2万 ha 減っただけ。本日は、農業関係者がお集まりだと思うのですが、正直な話、ものすごい高齢化、機械がものすごく高くて、現在、使用している機械が駄目になったら辞めようかと思っている農家が私の家の近所でもとても多い。そういった方々の農地を引き受けて全部誰かが耕作できるかというところでもない。しかし、国は、そういう現場などの意見を聞いているのか聞いてないのか分からないような方策を出してくる。

安藤議長 他にご意見・ご質問はありますか。
それでは、以上で本日の協議会は終了となります。これまでの議題全てを通じて何かご意見・ご質問、また、ご希望などがありましたら挙手をお願いします。

無いようなので、これで終了といたします。

皆様のご協力により本日予定されておりました議題全て終了することが出来ました。ご協力に感謝申し上げます。

また、皆様には長時間にわたり適切なご意見を頂き重ねて感謝申し上げます。市長の挨拶にもございましたが、日本の農業を取り巻く環境は高齢化の進行や人口減少により後継者不足や担い手不足、耕作放棄地の拡大といった多くの課題を有しております。木更津市の農業を将来に向けて持続可能な産業として確立していくには、委員の皆様一人ひとり知恵を絞っていただき、その知恵を大きな力としていきたいと考えております。今後とも引き続き皆様方のご協力をお願い申し上げます。

それでは以上を持ちまして、平成27年度木更津市農業振興地域整備促進協議会を閉会とさせていただきます。

以上

平成27年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会
(出席者名簿)

<順不同／敬称略>

【ご出席委員】

委員	齊藤 高根	木更津市議会建設経済常任委員会 委員長
◎委員	安藤 一男	木更津市農業委員会 会長
委員	山口 進	木更津市農業委員会 会長職務代理者
委員	鈴木 修一郎	木更津市農業委員会 委員
委員	江澤 貞雄	木更津市農業協同組合 理事
委員	石渡 和美	木更津市農業協同組合 理事
委員	山下 秀彌	ぼうそう農業共済組合 組合長理事
委員	小倉 秋男	武田堰土地改良区 理事長
委員	安崎 安展	有吉土地改良区 理事長
委員	本木 昭	富岡土地改良区 理事長
委員	峯下 健次	浮戸川沿岸土地改良区 理事長
委員	今城 康夫	木更津市園芸振興協議会 会長
委員	竹内 和雄	木更津市酪農組合 組合長
委員	澤川 隆	千葉県君津農業事務所 所長

【ご欠席委員】

○委員	山口 嘉男	木更津市農業協同組合 専務理事
委員	鈴木 勇	小櫃堰土地改良区 理事長
委員	磯貝 清一	椿土地改良区 理事長

【木更津市／事務局】

木更津市	渡辺 芳邦	木更津市長
木更津市	小河原 茂之	木更津市経済部長
事務局	小倉 富士雄	木更津市経済部農林水産課長
事務局	岸 知己	木更津市経済部農林水産課 主幹
事務局	野村 洋貴	木更津市経済部農林水産課 主査

※◎は促進協議会会長、○は促進協議会副会長